

## 大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関する条例（令和3年大崎上島町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 大崎上島町教育・交流施設（以下「教育・交流施設」という。）の使用の目的は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域資源を活用し、地域の特性を生かした教育活動に関する事業
- (2) 地域住民との交流を通じた地域の活性化に関する事業
- (3) 前2号に掲げる事業のほか、教育・交流施設の設置目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業のほか、町長が特に必要があると認める事業

(使用期間及び使用時間)

第3条 教育・交流施設の使用時間は、次のとおりとする。

| 使用区分 | 使用時間             |
|------|------------------|
| 宿泊   | 午後2時から翌日の午前10時まで |
| 日帰り  | 午後9時から同日の午後10時まで |

2 教育・交流施設を連続して使用する期間（以下「使用期間」という。）の上限は、15日間とする。

3 前項の規定にかかわらず、使用期間の上限を超えて使用しようとする者は、使用期間の最終日から起算して5日前までに、大崎上島町教育・交流施設使用（期間延長）申請書（様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、使用期間の上限は、使用期間の初日から起算して30日間とする。

4 町長は、前条の規定による申請を適当と認めるときは、大崎上島町教育・交流施設使用（期間延長）許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(休館日)

第4条 教育・交流施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで

とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用人数)

第5条 教育・交流施設の使用人数の上限は、14人とする。

(使用の申請)

第6条 条例第3条の規定により交流施設の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用する日の90日前から7日前までに大崎上島町教育・交流施設使用(期間延長)申請書に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 教育機関が発行する証明書(教育機関が行う事業であることを認める書類)

(2) 前項に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

(使用の許可)

第7条 町長は、前条の規定による申請を適当と認めたときは、大崎上島町教育・交流施設使用(期間延長)許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免等)

第8条 条例第5条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 町が主催又は共催する事業に使用する場合

(2) 国又は地方公共団体が実施する事業に使用する場合

(3) 町が後援する事業に使用する場合

- 2 前項各号に掲げる場合のほか、町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 3 条例第5条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第6条に規定する申請書を提出する際に、大崎上島町教育・交流施設使用料減額(免除)申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。ただし、第1項第1号及び第2号に掲げる場合並びに町長が特に認めるときは、この限りでない。

- 4 町長は、前項に規定する申請書を受理し、使用料の減額又は免除を決定したときは、大崎上島町教育・交流施設使用料減額（免除）決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定）

第9条 第2条、第3条及び第6条から前条までの規定は、条例第12条の規定により、指定管理者に教育・交流施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、「使用」とあるのは「利用」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「使用期間」とあるのは「利用期間」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、教育・交流施設の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。